

# 島根県情報公開条例

平成 12 年 12 月 26 日  
島根県条例第 52 号

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 4 条）
- 第 2 章 公文書の公開（第 5 条～第 18 条）
- 第 3 章 不服申立て等（第 19 条～第 31 条）
- 第 4 章 総合的な情報公開の推進（第 32 条～第 36 条）
- 第 5 章 雑則（第 36 条の 2～第 40 条）
- 附則

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、知事、病院事業管理者、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会、県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに公社（島根県土地開発公社及び島根県住宅供給公社をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び公社の役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、新聞、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 特定歴史公文書等（島根県公文書等の管理に関する条例（平成 23 年島根県条例第 3 号。以下「公文書管理条例」という。）第 2 条第 4 項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）
- (3) 図書館、美術館その他の県又は県が設立した地方独立行政法人の施設又は機関において一般の利用に供することを目的として管理されているもの（前号に掲げるものを除く。）

（解釈及び運用）

第3条 実施機関は、公文書の公開を請求する権利を十分に尊重して、この条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

(適正な請求及び使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求するものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

## 第2章 公文書の公開

(公開請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の方法)

第6条 前条の規定に基づき公文書の公開を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面(次項において「公開請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は法人その他の団体の名称及びその代表者の氏名
- (2) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地
- (3) 公開を請求しようとする公文書を特定するために必要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による指示(地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。)により公開することができない情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
  - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
  - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2

項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び当該公務員等が規則で定める職にある場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社（以下「県等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議等に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民等の間に不当に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (6) 県等が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの
  - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれ
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を阻害するおそれ
  - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分公開）

第 8 条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分を公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限

りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的公開）

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

（公文書の存否に関する情報）

第10条 公開請求者に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

（公開の請求に対する措置）

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を管理していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により、公文書の全部を公開する旨の決定以外の決定をする場合は、当該各項に規定する書面にその理由を付記しなければならない。

（公開決定等の期限）

第12条 前条第1項及び第2項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、直ちに書面により延長後の期間及び理由を公開請求者に通知しなければならない。

（公開決定等の期限の特例）

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があつた日から起算して45日以内にそのすべてについて公開決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(事案の移送)

第 14 条 実施機関は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるとき、その他他の実施機関において公開決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第 11 条第 1 項の決定（以下「公開決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、当該公文書を公開しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に協力しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 15 条 公開請求に係る公文書に県及び公開請求者以外のもの（以下この条、第 20 条及び第 21 条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第 7 条第 2 号イ又は同条第 3 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第 9 条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第 20 条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公文書の公開の実施)

第 16 条 実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに公開請求者に対し当該公文書を公開しなければならない。

2 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により、原則として実施機関が指定する日時及び場所において行う。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、

当該公文書の保存に支障があると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

(他の法令等による公開の実施との調整)

第 17 条 実施機関は、法令又は他の条例（以下この条において「他の法令等」という。）の規定により、何人にも公開請求に係る公文書が前条第 2 項に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には公開しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第 2 項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用負担)

第 18 条 この条例の規定により公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

### 第 3 章 不服申立て等

(県が設立した地方独立行政法人又は公社に対する異議申立て)

第 19 条 県が設立した地方独立行政法人若しくは公社がした公開決定等又は当該地方独立行政法人若しくは公社に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人又は公社に対し、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定に基づく異議申立てをすることができる。

(審査会への諮問)

第 20 条 公開決定等について行政不服審査法の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに係る裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく島根県情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 不服申立てに対する裁決又は決定において、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び次条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 公開請求者（公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(不服申立てに対する裁決又は決定)

第 21 条 諮問実施機関は、前条の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、速やかに当該不服申立てに対する裁決又は決定をするものとする。

2 第 15 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（島根県情報公開審査会）

第 22 条 次に掲げる事務を行うため、島根県情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 第 20 条第 1 項の規定により諮問された事項について審議すること。
- (2) 情報公開制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。
- (3) 公文書管理条例第 23 条第 1 項の規定により諮問された事項について審議すること。
- (4) 公文書管理条例第 27 条第 2 項の規定により諮問された事項について審議すること。
- (5) 公文書等（公文書及び特定歴史公文書等をいう。）の管理に関する重要な事項について、知事その他の実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。

2 審査会は、委員 5 人以内で組織する。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長）

第 23 条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（審査会の調査権限）

第 24 条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第 1 項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第 25 条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと

認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第 26 条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第 27 条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第 24 条第 1 項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第 4 項の規定による調査をさせ、又は第 25 条第 1 項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧)

第 28 条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第 29 条 第 22 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定により審査会が行う調査審議の手続は、公開しない。

(資料の提出等の求め)

第 29 条の 2 審査会は、第 22 条第 1 項第 2 号、第 4 号又は第 5 号に掲げる事務を行うため必要があると認める場合には、知事その他の実施機関に対し、資料の提出、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

(答申の送付等)

第 30 条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(第 22 条第 1 項第 3 号の規定による調査審議を行う場合における読替え)

第 30 条の 2 第 22 条第 1 項第 3 号の規定により審査会が調査審議を行う場合における第 24 条から第 28 条まで及び前条の規定の適用については、第 24 条中「諮問実施機関」とあるのは「知事」と、同条第 1 項中「公開決定等」とあるのは「利用決定等(公文書管理条例第 23 条第 1 項の利用決定等をいう。以下同じ。)」と、同項及び同条第 3 項並びに第 27 条中「公文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と、第 24 条第 3 項中「公開決定等」とあるのは「利用決定等」と、同条第 4 項中「不服申立て」とあるのは「異議申立て」と、「、不服申立人」とあるのは「、異議申立人」と、同項及び第 25 条から第 28 条までの規定中「不服申立人等」とあるのは「異議申立人等」と、第 25 条第 2 項及び第 30 条中「不服申立人」とあるのは「異議申立人」とする。

(規則への委任)

第 31 条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第 4 章 総合的な情報公開の推進

(総合的な情報公開の推進)



第 32 条 実施機関は、この条例に定める公文書の公開のほか、県民が県政に関する正確でわかりやすい情報を適切に得ることができるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(情報提供の推進)

第 33 条 実施機関は、その保有する情報を適時に、かつ、適切な方法により、県民に対し積極的に提供するよう努めるとともに、刊行物その他の行政資料の収集及び適正な管理を行い、広く県民の利用に供するものとする。

(会議の公開)

第 34 条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、法令等の規定により公開することができないとき及び次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

(1) 非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生ずるおそれがある場合

(出資法人の情報の公開)

第 35 条 県が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している法人であって実施機関が定めるものは、この条例の趣旨にのっとり情報の公開を行うための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、前項に規定する法人について、その性格及び業務内容に応じ、情報の公開について必要な指導に努めるものとする。

(指定管理者の情報の公開)

第 36 条 県の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとりその管理に関する情報の公開を行うための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者について、前項に規定する情報の公開に必要な指導に努めるものとする。

## 第 5 章 雑則

(公社における公文書の管理)

第 36 条の 2 公社は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

(運用状況の公表)

第 37 条 知事は、毎年 1 回この条例の運用状況について公表するものとする。

(適用除外)

第 38 条 法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）の規定が適用されないこととされた公文書については、この条例の規定は、適用しない。

(委任)

第 39 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 40 条 第 22 条第 6 項の規定に違反して職務上知り得た秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項中議会に係る部分の規定は平成 13 年 10 月 1 日から、公安委員会及び警察本部長に係る部分の規定は公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の島根県情報公開条例（以下「旧条例」という。）第 6 条の規定によりなされている公開請求は、改正後の島根県情報公開条例（以下「新条例」という。）第 6 条の規定によりなされた公開請求とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第 12 条第 1 項の規定により島根県情報公開審査会に対してなされた諮問は、新条例第 20 条第 1 項の規定によりなされた諮問とみなす。

4 前 2 項に規定するもののほか、この条例の施行の日（附則第 1 項本文に規定する施行の日に限る。以下「施行日」という。）前に旧条例の規定により行われた処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定があるときは、当該規定によって行われた処分、手続その他の行為とみなす。

5 旧条例第 13 条第 1 項の規定により設置された島根県情報公開審査会及びその委員は、施行日において新条例第 22 条第 1 項の規定により設置された島根県情報公開審査会及びその委員となり、同一性を持って存続するものとする。この場合において、引き続き島根県情報公開審査会の委員となる者の任期は、同条第 4 項の規定にかかわらず、平成 14 年 10 月 2 日までとする。

##### (適用区分)

6 新条例の規定は、次に掲げるもの（議会、公安委員会及び警察本部長（次項において「議会等」という。）が管理するものにあつては、第 1 号及び第 3 号に該当するものに限る。）について適用する。

(1) 施行日以後に作成され、又は取得された公文書

(2) 平成 6 年 4 月 1 日から施行日の前日までに実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書又は図画のうち、決裁、供覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているもの

(3) 前号に定めるものを除くほか、施行日前に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書又は図画であつて、決裁、供覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているもののうち、保存期間が永年と定められているもの

7 前項第 2 号及び第 3 号に掲げるもの（議会等が管理しているものを除く。）に係る公開請求にあつては、新条例第 7 条及び第 8 条の規定にかかわらず、旧条例第 9 条及び第 10 条の規定を適用して公開決定等を行うものとする。

#### 附 則（平成 13 年島根県条例第 33 号）

この条例は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年島根県条例第 5 号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。  
（島根県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第 1 条の規定による改正後の島根県情報公開条例第 7 条の規定は、この条例の施行の日以後になされた公開請求について適用し、同日前になされた公開請求については、なお従前の例による。

附 則（労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成 16 年島根県条例第 71 号））抄  
この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年島根県条例第 2 号）  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年島根県条例第 65 号））抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。  
（島根県情報公開条例の一部改正）
- 2 島根県情報公開条例（平成 12 年島根県条例第 52 号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条第 1 項中「知事」の次に、「、病院事業管理者」を加える。  
（島根県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 この条例の施行の際前項の規定による改正前の島根県情報公開条例（以下「改正前の情報公開条例」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に改正前の情報公開条例の規定により知事に対してされた請求その他の行為で、施行日以後においては病院事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同項の規定による改正後の島根県情報公開条例の相当規定により病院事業管理者がした処分その他行為又は病院事業管理者に対してされた請求その他の行為とみなす。

附 則（公立大学法人島根県立大学の設立等に伴う関係条例の整備に関する条例（平成 19 年島根県条例第 10 号））抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。  
（島根県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の際第 1 条の規定による改正前の島根県情報公開条例（以下「改正前の情報公開条例」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の

情報公開条例の規定により知事に対してされた請求その他の行為で、施行日以後においては県が設立した地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同条の規定による改正後の島根県情報公開条例の相当規定により県が設立した地方独立行政法人がした処分その他行為又は県が設立した地方独立行政法人に対してされた請求その他の行為とみなす。

附 則（郵政民営化法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成 19 年島根県条例第 44 号））抄

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（島根県公文書等の管理に関する条例（平成 23 年島根県条例第 3 号））抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年島根県条例第 4 号）  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日前に到達したこの条例による改正前の島根県情報公開条例第 19 条の規定による公文書の公開の申出（以下「公開申出」という。）については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後に到達した公開申出については、改正後の島根県情報公開条例第 6 条第 1 項の規定によりなされた公文書の公開の請求とみなす。

附 則（平成 24 年島根県条例第 1 号）  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の島根県情報公開条例の規定（同条例第 2 条第 1 項に規定する公社に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日以後に作成され、又は取得された公文書（同条第 2 項の公文書をいう。）について適用する。